

【参考資料】

1. 駐車場の分類と定義

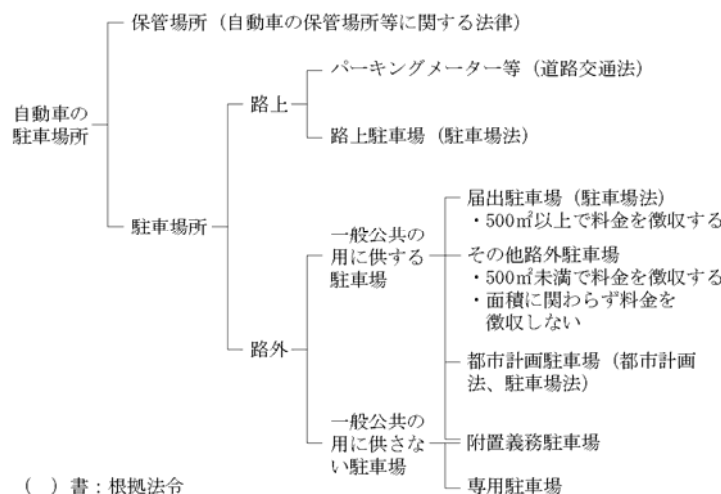


図1 法制度に基づく駐車場の分類

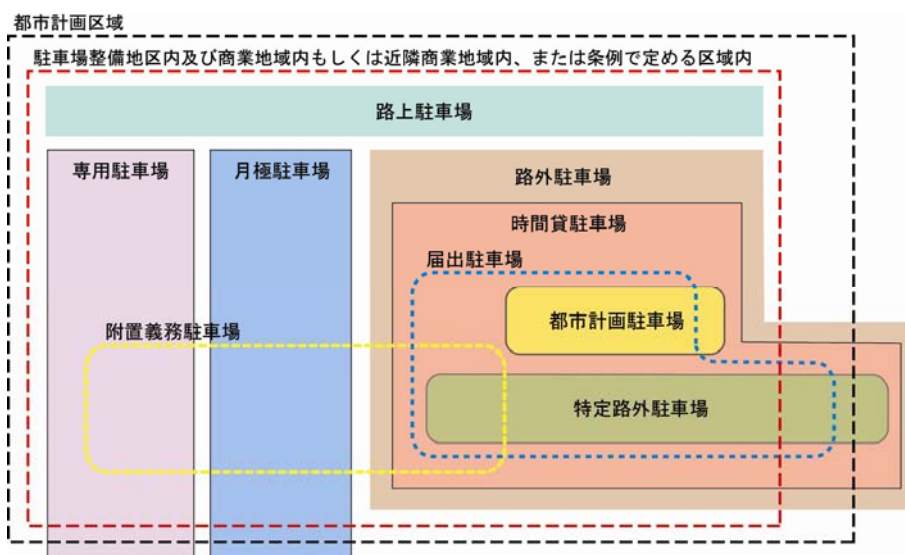


図2 駐車場の定義

- **路上駐車場**
駐車場法に基づき駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。
- **路外駐車場**
駐車場法に基づき道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。
- **専用駐車場**
居住や事業用など専用として利用している駐車場。
- **月極駐車場**
月単位で契約を行っている駐車場。
- **附置義務駐車場**
駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、一定規模以上の建物を建築する際に整備を義務付けられている駐車場。
- **時間貸駐車場**
コインパーキングなど時間単位で料金を支払う駐車場。
- **届出駐車場**
都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場において駐車料金を徴収するもの。
- **都市計画駐車場**
駐車場法に基づき都市計画法の都市施設として永続的に計画される路外駐車場
- **特定路外駐車場**
バリアフリー新法における駐車場の種別のこと。道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの。自動車の駐車のために供する部分の面積（駐車ます）が 500 m²以上のもので、利用について駐車料金を徴収するもの。ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物および建築物に付随する駐車場は除く。

2. 駐車場附置義務条例と地方公共団体の支援措置の比較

都市名	人口 (千人)	駐車場整備 地区面積 (ha)	附置義務条例		駐車場 整備 地区数	都市計画 駐車場		届出 駐車場		附置義務 駐車施設		合計		1箇所 あたり 台数	昼間12時間交通量 (H17道路交通センサス)			保有台数 (平成19年)		駐車場整備に対する地方公共団体の支援措置							駐車場 案内シ ステム 整備事 業の実 施状況						
			有無	荷別施設 規定有無		箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数		箇所数	台数	路線名	平日	休日	自動車	二輪車	都道府県 (支援主 体)	根拠	支援対象	方法	支援内容		施行 年月日	支援実績 (平成18年度 までの累計)				
																																件数	台数
- 愛媛県 今治市	173	187.2	○		1	1	27	14	1,820	68	955	83	2,802	33.8	一般国道 317号	15,850	12,263	113,402	3,882	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同規模人口	山口県 宇部市	176	100.0	○	1	3	380	15	1,829	89	2,567	106	4,676	44.1	一般国道 190号	22,182	13,504	122,266	3,123	(山口県) 宇部市	宇部市中小企業 振興条例	商店街の共同施設としての駐車場	補助 融資	新設 施設費の20/100以内 年利 2% 貸付期間 12年以内 融資期間 2年 融資限度額 1億円	S50.4.1 S50.4.1	-	-	-	-	-	-	-	
	愛知県 安城市	179	160.0	○	3	1	230	11	1,753	100	5,044	112	7,027	62.7	主要地方 道安城碧 南線	14,370	12,986	124,768	2,435	(愛知県) 愛知県	商業団体等事業 費補助金交付要 綱	商業団体等が整備する共同駐車場 ・商業団体が共同駐車場を設置す るために土地を取得又は借地した 場合で当該市町村がその団体に 補助を行っていること ・共同駐車場とは主に顧客が無料 で利用できる面積 160m ² 以上又 は駐車台数10台以上の駐車場を いう	利子・ 利子補 給	①事業費(用地費を除く) 20% 限度額 1,000万円 ②市町村が交付する補助金 の1/2以内を補助 ③年間借地料の15%以内 2億円以内の借入に対し、 年利2.5%以内	S55.4.1	96	-	-	-				
	東京都 立川市	173	96.8	○	○	1			13	2,428	190	6,081	203	8,509	41.9	主要地方 道立川所 沢線	26,560	21,724	59,587	2,526	(東京都) 東京都	東京都駐車場建 設資金貸付条例	都内に都市計画事業として路外駐 車場を建設するもの	融資	事業費の 1/3以内におい て当該年度事業費の 1/3 以内 利率 年7.5% 期間 13年(3年措置)	S37.12.27	15	4387	-	-			
同規模駐車場整備地区	広島県 福山市	464	191.8	○	1	6	1,005	27	4,281	165	15,762	198	21,048	106.3	一般国道2 号	37,089	34,510	328,607	8,886	(広島県) 福山市	福山市中小企業 振興条例	福山市内の中小企業者等が行う高 度化事業により設置する施設で、 商店街振興組合法第13条第1項第 8号に掲げる駐車場	補助	1台当たり建設費が、280万 円以内とし、その1/5以内の 額	H3.4.1	-	-	-	○				
	群馬県 前橋市	318	181.0	○	1	1	310	14	1,867	261	16,246	276	18,423	66.8	一般国道 17号	36,690	30,004	263,341	4,544	(群馬県) 群馬県	群馬県協同組合 等活性化資金融 資促進制度要綱	商店街振興組合等が設置する共 同駐車場	融資	利率 2.3%以内 限度額 3億円(特例5億円) 期間 15年	H4.4.1	-	-	-	-				

出典：平成21年度版自動車駐車場年報
平成19年度版自動車駐車場年報

3. 用語解説

あ行

アスベスト問題	アスベスト（石綿）は天然にできた鉱物繊維で、耐熱性・耐久性に優れ、酸やアルカリにも強いなど丈夫で変化しにくい特性を持っている。また、安価であるため、建築資材・電気製品等、様々な用途に広く使用されてきたが、空中に飛散した石綿繊維を肺に吸入すると約20年から40年の潜伏期間を経た後に、肺癌や中皮腫等の病気を引き起こす確率が高い。アスベスト問題は、建築物等にこのアスベストを使用していたことで、塵肺、肺線維症、肺癌、悪性中皮腫などの人体への健康被害が生じた問題のこと。
---------	--

か行

隔地駐車場制度	中心部における土地の有効活用や商業空間の連続性を確保することを目的とし、駐車場を対象建築物から離れた場所に確保することを認める制度のこと。
カーナビゲーション	電子的に自動車の走行時に現在位置や目的地への経路案内を行なう機能のこと。また「カーナビゲーション・システム」と呼ばれる電子機器のこと。
原単位	建築物の床面積1haあたりに必要な駐車台数のこと（台/ha）。この原単位は、建築物の用途によって異なり、住居系用途では小さく、商業系用途では大きくなる。
コインパーキング	不特定多数の利用者が空いている駐車スペースに駐車し、利用した時間単位の料金を支払う駐車場のこと。一般的に、24時間無人の時間貸駐車場で、駐車台数は数台から数十台程度のものを指すことが多い。
コミュニティ	同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている社会のこと（地域社会）。

さ行

時間貸駐車場	コインパーキングなど時間単位で料金を支払う駐車場のこと。
修正回転率（回）	駐車1区画あたりに1日何台を収容することが可能かを示す数値のこと。 修正回転率（回）＝入庫台数÷（収容可能台数×ピーク時占有率）
修正回転率（時間）	駐車場の容量がどれほどの時間占有されているかを示す数値のこと。 修正回転率（時間）＝単純回転率×平均駐車時間
将来フレーム	将来における人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など、計画的なまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるもの。
人口集中地区（DID）	日本の国勢調査において設定される統計上の地区である。略してDIDとも呼ばれる。人口密度約4,000人/k㎡以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域に指定される。
CO ₂	二酸化炭素を意味する化学式のこと。
線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域に分けられた都市計画区域のこと。都道府県は、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる（都市計画法第7条）。法律上は「区域区分」と言うが、一般には「線引き」と言われている。
専用駐車場	居住や事業用などにおいて、専用として利用している駐車場のこと。

た行

単純回転率	駐車1区画あたりの平均出入り回数を示す数値のこと。 単純回転率＝実駐車台数÷駐車可能台数
実駐車台数	調査時間内に駐車場に入庫した台数のこと。
駐車場案内システム	駐車場の満・空車情報や、経路、料金などの情報をドライバーに提供するシステムのこと。最近では、インターネットや携帯電話のサイトなどで情報提供している場合もある。
駐車場回転率	実駐車台数を駐車可能台数で除した数値。1駐車スペースに1日に駐車される回数のこと。

駐車場整備地区	駐車場法に基づき、都市における自動車駐車場の整備を行うことにより、道路交通の円滑化、公衆の利便及び都市機能の維持増進を図るため、商業地域内若しくは近隣商業地域内、又は、当該地区周辺地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について定めるもの。
駐車場占有率	延べ駐車台数を観測時間帯で除した時間当たりの駐車台数を収容可能台数で除した値のこと。
駐車場附置義務制度	路上駐車解消や道路交通の円滑化を目的として、建築主が一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合に、駐車場の附置を義務付けている制度。
月極駐車場	月単位で契約を行っている駐車場のこと。
道路交通センサス	全国の道路と道路利用の実態を捉え、将来の道路整備の方向を明らかにするため、全国の道路状況、交通量、旅行速度、自動車運行の出発地・目的地、運行目的等を調査するもので、道路に関する国勢調査ともいうべきもの。
特定用途	自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、具体的には、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場のこと。（政令第18条）
特定路外駐車場	バリアフリー新法における駐車場の種別のこと。道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの。自動車の駐車のために供する部分の面積（駐車ます）が500㎡以上のもので、利用について駐車料金を徴収するもの。ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物および建築物に付属する駐車場は除く。
都市計画駐車場	都市計画区域内において、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供され、その位置に永続的に確保すべき施設として、都市計画に定められた駐車場のこと。
都市計画マスタープラン	都市計画法により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。20年後の将来都市像と、その実現に向けたまちづくりの方針を定める。
届出駐車場	都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場において駐車料金を徴収するもの。

な行

荷捌き駐車場	道路沿道や路外駐車場の一部に設置され、店舗への荷卸しや配達のために使用する駐車場のこと。
--------	--

は行

パブリック	公共を意味する英語。パブリックスペース（公共空間、共同空間のこと）やパブリックコメント（広く公に意見を聞く手続きのこと）などが一般的。
バリアフリー	障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、障害を取り除いた状態のこと。
パーキングチケット	道路内に駐車可能な駐車スペースを配置し、機械式のチケット支払機によって駐車管理を行う駐車システムのこと。
パーク&ライド	都心での駐車場不足や、都心に向かう道路の渋滞を回避するために、都市周辺部の駐車場を利用し、そこから鉄道等の公共交通を利用して都心に移動すること。
非線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域とに分けられていない都市計画区域のこと。
非特定用途	特定用途に該当する用途以外に供される部分のこと。
附置義務駐車場	駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、一定規模以上の建物を建築する際に整備を義務付けられている駐車場のこと。
フリンジ化	フリンジとは郊外という意味で、フリンジ化とは郊外部に施設等に移していくことを意味するもの。
フリンジ駐車場	市街地中心部の駐車場を郊外に配置して中心部への車の進入を減少させる駐車場対策のこと。

や行

ユニバーサルデザイン	全ての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居・商業・工業などの大枠としての土地利用を定めるもので、第1種低層住居専用地域など12種類がある。今治市では現在、9種類の用途地域を定めている。

ら行

ランニングコスト	施設や設備、システムの保守・維持管理に必要な費用のこと。
路外駐車場	道路交通法に規定される道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供される駐車場のこと。
路上駐車	道路わきに自動車等を止め、そのまま車を離れること。
路上駐車場	駐車場法に基づき駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの。
路上停車	道路上に一時的に自動車等を停めること。